

講演会内容

【開会】

- ・ 田中市長公室長あいさつ
- ・ 講師紹介

【講演】

(沼田先生)

東洋大学の沼田良と申します。よろしくお願いします。

今から90分程度、自治基本条例についてのお話をいたしますが、この講演会の趣旨は、一般的に自治基本条例がどのようなものかを知るというよりは、むしろこの後、これをきっかけにして皆さんで市民ワークショップというものを作って、このまちに自治基本条例が必要なかどうか、あるいは必要だとすればどのような格好にすべきなのかを市民が話し合う場のスタートラインのきっかけにしていきたい、そういう趣旨です。

そのため、この講演1回で終わるというよりは、次にあるものの最初の取っ掛かりのお話、そのための参考になるお話を中心にします。したがって、網羅的に自治基本条例とは何かという話はその後のワークショップでいろいろセッションしながら考えていきますので、とりあえず、全体としてどのようなことが必要なのかという、その最初の部分を中心にお話をさせていただきます。

自治基本条例というものは、国の根拠規定がないものですから、自治体で勝手に名前を付けて作っていいので、八戸市の「協働のまちづくり基本条例」など、自治体によって名前はまちまちで、総称で自治基本条例と呼んでいます。何か自治基本条例というような決まった名称のものがあると思ってきた方が多いと思いますが、そうではないです。その街、その街で独自にやっていることなのです。

だから、自治基本条例に反対するというような意見があるとしても、どの街の何について反対なのかということがないと、結構空振りするのです。決まった根拠規定がないわけですから。

最近の3月末現在で、全国で自治基本条例、要するに自治体の上位規範を作っている自治体というのが309団体あるという調査研究があります。現在、日本の自治体は1,700程ですから、約18パーセント、2割弱ぐらいになっています。また、似たような状態で議会基本条例というものがありますが、これは2割を超えています。議会条例は簡単だからです。議員さんが自分たちで作ればいい訳ですから。そんなに時間もかからないでできます。議会の範囲の話なのでできるのですが、自治基本条例は、やはりその自治体全体を包括するものなので、市民の意見を聴いて、それ

から議会の意見を聴いて、役所の中の様々な部局等の調整もする必要があるので、時間がかかるのです。途中で挫折するようなところももちろんありますし、委員を辞めていく人ももちろんいます。自治基本条例には結構しんどい作業があるのです。そのような状況でも300を超える自治体が出来ており、それなりの意味と必要性があつてやっているのだと感じます。

今までの自治基本条例は全国どこでも同じようなもので、良いとこ取りのコピーアンドペーストのような条例も多かったのですが、最近傾向が変わってきたと私自身は思っています。つまり自治基本条例といっても一種類ではないのです。車を取りあげてもさまざまな種類がある。三輪車も四輪車もトラックもあるわけです。自治基本条例だけなぜ一種類だといえるのか。300団体も制定していると、いろいろな条例が出始めてきて、少なくとも決定的に違うものあるのではないかと最近思っています。言語学の観点でも、一つの言葉で一つのものを指し示すというのではなくて、一つの言葉で二つ三つの意味を表すことがあります。これを「意味の構造化」と言いますが、この間、自治基本条例も意味が構造化した。一つの名称で二種類、三種類、四種類と種類が分かれた。1対1対応ではなく複数の種類に分かれてきました。このきっかけは、2011年だったと私は捉えています。

このことについては後段で詳しくお話しますが、2011年には、3月11日に東日本大震災がありました。それから、5月、6月に当時の民主党政権が、地域主権改革の一環として自治体に対する義務付けを一部解除しました。それらを受けて実は、自治基本条例の中身が大きく変わったと考えます。したがって2011年以前の条例を「従来型」の条例とし、2011年以降の条例を「新型」あるいは「将来型」の条例と呼べば、この自治基本条例は少なくとも二種類になったわけです。

そもそも遡ると、自治体の上位規範、あるいは設立文書というのは、本来的にはもっと違うスタイルです。アメリカで言うとホーム・ルール・チャーターという自治憲章があります。あるいは、イギリスで言うとシチズンズ・チャーターという市民憲章があります。あるいは民間会社で言うと定款とか寄付行為がある。そういう設立文書や契約文書のような「本来型」の条例を考えた場合に、自治基本条例としては三種類に分かれました。

だから、自治基本条例に反対するという場合には、そのうちのどのタイプに反対するのかをきちんと指摘しないと意見が噛み合わないことになります。私たちがこれから市民ワークショップで、朝霞に必要な自治基本条例はどれかということを考えるとすれば、この区別は重要です。

先ほどの話に戻りますが、新しいタイプの自治基本条例というものがあります。2011年以降です。一つには東日本大震災がありました。その被災地である岩手、宮城、福島を合わせた国内総生産（以下、GDP）は、全国を100としたときにわずか4%です。阪神大震災の時の兵

庫県と大阪府を合わせたGDPは10%を超えていました。

自分たちのまちの上位規範を作っていた自治体、つまり自治基本条例に類するものを持っている自治体の被災からの立ち直り方や、あるいは災害の緊急対策の仕方には明らかに違いが見られました。条例を持っていない自治体とは違っているというのが、現地に行ってみて、あるいは人の話を聞いて気付いたことです。すると、2011年3月11日をきっかけにして、自治基本条例の意味合いが変わったのではないかと気が付きました。

私は東洋大学で通信教育部長も担当していましたが、そのスクーリングで看護師の学生さんがみえて、東日本大震災の時に復興のボランティアに行った時の体験談を話してくれました。目の前に病人がいたので、市の担当職員に「この人をどうしますか。」とたずねたら、「国か県にきいてくれ。」と言われたそうです。目の前に患者がいるにも関わらず、国か県に問い合わせさせてくれと言われたようです。彼女に「先生はよく地方分権とおっしゃっていますが、全然違うじゃないですか」と叱られました。その後良く調べてみたら、その市は残念ながら自治基本条例に類するものを持っていませんでした。そういうときに、まちに国や県に確認しなくても独自の行動ができる根拠規定があればいいわけです。根拠規定さえあれば、もし事後に国や県から訴えられて裁判になっても対抗できるはずなのです。自分たちのまちはどのような原理でどのように生活をしているのかということの規定しておけば、しかも市民の合意で規定しておけば、緊急時に国や県に問い合わせる必要などありません。それができているかどうか、職員一人一人にそういう意識があるかどうかというのは非常に重要なことです。2011年3月11日をきっかけにして、自治基本条例の意義が決定的に変わったのです。

従来の自治基本条例は「まちの憲法」などと言われて誤解され続けてきました。しかしそうではなくて、人々の安全、安心を守る規範である。「きずな」という流行語が作られましたけど、あれを明文化したのものとしてこれからの自治基本条例はあるのです。2011年を契機にして、将来型の条例に切り替わったというのは、そういう意味がひとつあるのです。

もう一つの大きな意味は、総合計画の問題です。今、ご縁があつて私も朝霞市の第5次朝霞市総合振興計画の審議会に参加させていただいています。この総合計画は1969年以来、ずっと地方自治法によって義務付けられてきました。国が全国の市町村にたいして、基本構想を策定して議会で議決しなさいと、地方自治法2条4項で義務付けていました。しかし2011年の8月に、この規定は削除され、義務付けはなくなりました。つまり、総合振興計画(あるいは基本構想)を作っても作らなくても市町村の自由な判断によるとされました。必ず市町村が基本構想を作つて議会で議決しなければならないという規定がなくなったわけです。そうすると、議会の議決がいら

ですから、仮に計画を策定したとしても、それは行政計画でしかないわけです。市の行政の中で、行政の都合によって考えられた計画という意味合いが強くなります。議会がまったく関与しない、つまり市民の皆さんの代表機関であるべき議会が関わらないところで策定され執行される計画というのは、要するに単なる行政計画なのです。このまちの将来、10年とかいう長期間のまちの将来を考える計画について、市民の皆さんの合意がなくその代表機関である議会の議決もない。市民の皆さんの声が届かないところで総合計画を作って本当にいいのだろうかという疑問が生まれます。そして行政の側からしても、市民の皆さんの納得なしで作った計画を進めるというのは、逆に言う仕事やりにくくて大変なはずなのです。市民の納得があるからこそ、協力を得やすく、スムーズにことが進んでいくわけで、最初に合意を得ておきたいのが行政の本音でしょう。

今まで地方自治法で義務付けておいてくれたおかげで、議会が関与して賛成してくれていた。しかし、これがなくなったとき、総合計画を民主的に作り上げるためにはどうしたらいいのか。ここに、自治基本条例のもう一つの新しい意義があります。自治基本条例の中に総合計画を位置付けばいい訳です。今までは国が法律で策定を義務付けていたのでさほど必要はなかったのですが、義務付けが解除になったときに、初めてこの自治基本条例の中に総合計画を位置付けるという新しい意味が生まれました。少なくとも緊急時の独自行動の規範と総合計画の位置づけというこの二つは、今までの自治基本条例の中心テーマではなかったことで、2011年以降の変化なのです。

だから、これから自治基本条例を考えるのであれば、この二つの必要性があるかどうかをまずは最初に検討すべきだと思います。この二つの必要性があるのであれば、作った方がいいのです。この二つのテーマを、どのようにこのまちに合うような形に明文化するかを、それぞれ皆さんで考える。そういう方向でワークショップを進めると、効果的に将来型の条例ができ上がるはずなのです。ここで出来たものは単なる絵空事の空文として、神棚に上げて奉って、ほこりを被ったままの状態にはならず、日々の生きた基本条例になっていくはずなのです。それが二つ目の意味です。

もう一つ、ドイツの法学者が「法律とは、最初に作った法律でも、それは必ず改正版である」と言いました。1回目に制定したのが、もう既に改正だということです。なぜかという、たとえば民法とは人々の共同生活のルールであり、契約であったわけです。約束を守るとか、違反したらどうするかなどをきめた共生のルールです。今までは文章にされていない、暗黙のルールとして人々が知っていたことでした。それを明文化して民法典を作ったとすれば、最初の状態であっても暗黙のルールを改定したものだということになります。民法典を作った段階で既に改正版なのだというわけです。実は自治基本条例もそうではないかと私は思っています。皆さんがこの朝霞というまちで共同生活をしている暗黙のルールがあるはずなのです。その暗黙のルールを明文化することが必要であり、この暗黙のルールを明文化する作業だからこそ、市民が関わらないといけないはずなのです。行

政だけでは出来ない、議員だけでも出来ない。やはり毎日顔を突き合わせて生活している市民の中で、自分たちが今までやってきた、担ってきたルールを明文化し合うところが大事です。その最初の取っ掛かりは、やはり市民が関わらないと意味のある明文化にはなりません。

その意味でも三番目の意義として、将来型の自治基本条例は、既存の条例から良いところ取りするようなコピーアンドペースト条例ではだめなのです。どこかのまちの条文を拾ってきて、1週間で作るようなことは絶対にやってはいけません。もしそうならば、作らない方がいいですね。やはり

300団体もあると、必ずそういうお手軽志向の自治体が出てきますし、そういうことが得意な職員も必ずいます。だからついやってしまいがちなのですが、それならば作らない方がいいのです。

不文律を文章化するという作業、この意味合いが明確になってきたのが2011年以降、新しい自治基本条例のスタイルです。今、総合振興計画を審議している最中に、市民の方に対して3,000件のアンケート調査を行いました。返信して下さったのが1,500件程でした。このまちの行政に何を期待しますかという問いについて、びっくりするような回答がありました。複数の項目を挙げて答えていただいたのですが、その中で断トツ1位は「このまちの安全、安心を第一にしてほしい。」という回答で、実に70パーセント近くでした。若い人向けのアンケートでも、大人向けのアンケートと同様な結果でした。それでは2位の項目は何パーセントだったのか。わずかに30パーセント程度なのです。「安全、安心」、これはただ防災だけということではないはずなので、緊急時の備えや、人々のネットワークやコミュニティなど様々な「きずな」を含めた、単なる耐震化を超えた強じんなまちを作っていくという要請でしょう。そういう支え合うまちを作っていくという願いが7割に迫った要因なのです。これを総合計画にどう反映するのか、それから、この意識をどうやって自治基本条例に反映させていくのかが、これからの私たちの課題になります。

続いて、レジュメの2ページの「[Ⅲ] どのように作っていくか」というところをご覧ください。今まで300団体も制定していますので、作成方法についても、いろいろなタイプがあります。

1番目は審議会タイプです。これは最もオーソドックスなスタイルですね。各種団体の代表者や、大学教員などの学識者をメンバーにして、行政が作った原案を審議して一部修正して答申するというスタイル。これは非常に簡単です。半年で終われるお手軽な方式です。ただ、これで作ってしまうと、2011年以降の新しい自治基本条例の内容になるかどうかは極めて難しい、ハードルの高い作業になるはず。つまり、このスタイルは2011年より前の従来型のスタイルですので、新しいものを作っていくというのは至難ですね。できれば避けたいスタイルでしょう。

2番目、参加型審議会タイプです。1番目の審議会タイプの中に、公募委員をできるだけ多く入

れるというものです。公募の市民が参加するので参加型といいます。基本的には審議会と同じスタイルのようです。

3番目、市民委員会タイプです。これは市民の有志が中心となって行うものです。公募ではなく、有志で参加したいという市民が中心になって運営する。この運営するところが非常に重要です。今までの1番目や2番目のタイプだと実際の運営は行政の事務方が行いますが、3番目のこのタイプは、市民が自分で運営するものです。議事録も自分たちで作り、資料も自分たちで用意する。コピーも自分たちで行い、会議の設定もテーマの決定もほぼすべてを自分たちで行うものです。いつ、どこで、誰が集まって行うのかも自分たちで決め、それを事務方に連絡して、事務方にも参加してもらおうという新しいタイプです。主客が全く逆になるスタイルであり、これを本気でやろうとしたら、とてつもなく大変なことになります。

ただ、実際にこのタイプで条例を制定した先行例があります。さきほど紹介した栃木県鹿沼市は、本当にこの手法で条例案を策定しました。市の担当職員も会合のすべてに張り付いたのです。平日・休日に関係なく、全部に張り付いて、本当にやりました。このときの委員には、大手家電メーカーの管理職をリタイアした方もいました。この人は資料作りが得意な方でした。当時の委員は主に退職者が多かったのですが、この管理職、元県議会議長、元県幹部職員、教師を退職した方などがいました。こういう一定程度の経験とノウハウを持った人たちが集まると、そもそも意欲があるわけですから、1週間に2回も3回も平気で会議を行っていました。職員もきっちり張り付いて行っていたので大変だったのです。私は一委員でしたので、月に一度の全体会しか出席しなかったのですが、その1か月の間にもものすごい変化があるわけです。職員の人たちが、「今日の会議はこうでした」と逐一メールで報告はしてくれていましたけれども、1か月後に行ったら様変わりしていて、私のほうがその1か月間の進捗を学んでくるような感じでした。

そういう意味で、この事務局機能を市民が担う。つまり、市民が会議を自治するわけです。自治基本条例と言うのであれば、会議は自分たちで自治しなくてはだめです。行政が作った、行政が事務局をやって運用しているような状態で自治基本条例作っても、良いとこ取りのコピーアンドペースト条例になるのが関の山です。自分たちで会議を自治できるかどうかこそがポイントです。この市民委員会タイプは実はそれができているのです。

4番目は、職員研修タイプです。このタイプも鹿沼市で実際に行ったのですが、若手の市職員に自主参加を促しました。こういうやり方です。手を挙げた若手職員が委員会に参加している間は、その人の仕事は誰も手伝わず、山のように積まれて仕事が待っています。帰ってきたらその仕事を自分で片づける。当然、仕事が増えますが、それでも委員会に参加したいという意欲のある職員を募って、20人程度来ました。しかも様々な部署から参加していました。法務担当も参加してくれ

て、原案を作る段階で意見を言って訂正しましたので、精度の高い案文になりました。日常業務で条例案を訂正している担当職員が、市民委員会に参加しているわけですからほぼ完成品でした。ある若手職員は「先生、この委員会に出席している最中も、終わって帰ってから仕事も溜まっているんですよ。」と、よく言っていました。私が「あなたが好きでやっていることでしょうか。頑張ろうね」と言うと、最後まで脱落しないでついてきてくれました。

このようなことは、普通の職員研修などをするよりも、はるかに実質的で意味深い研修になるのです。具体的に各テーマについて市民と協力して案文を作り上げていくわけですから、職員にとってはこんないい研修はないはず。たしかに表面上は自治基本条例の案を作っているように見えるのですが、一方で意味のある職員研修を行っていることになります。

5番目は、議員立法タイプです。鹿沼市では、この委員会の中に議員も委員として入っている。議員個人として入っていました。しかし議員立法というのは議員だけで作る。これは本当に大変で、なおかつ、それをしてしまうと、議員が作ったことになってしまいます。議員さんは確かに市民の代表なのですが、市民そのものではないので、市民が皆で作ったことにはなりにくい感じがします。

それから6番目の鹿沼方式のタイプです。今までのタイプを全て一緒に行ったものです。

3番目の市民委員会タイプを中心にしながら、さきほど言いました職員を参加させ職員研修もやりましたし、議員も入っていました。

朝霞市が今、予定しているスタイルは何なのかという、私の推測で言うと、鹿沼方式のタイプをベースにしながら、より朝霞のスタイルに合うようにバージョンアップしたものだろうと思っています。鹿沼方式プラスアルファで、もっと市民の合意が明確に見えるようなスタイルに持って行けたらよいでしょうね。今はこの程度しか言えませんが、ここに書かれていないようなものが飛び出すかもしれません。そういうことも、市民ワークショップの中で話し合っ、決めていけたらいいと考えています。

続いて条例案の作り方ですが、レジュメの3ページ目の「[IV]本来的な作り方とダメな作り方」をご覧ください。今までの話でもお分かりでしょうが、やはり時間を使うプロセスが非常に大事になってきます。同じ市に住んでいるとは言え、初対面の方たちもいるところからスタートするわけですので、まずお互いの考え方を理解し合うことが重要であり、また、時間がかかるところでもあります。このことに時間を費やしている時は上辺では何も進んでいなくて、無駄な時間を使っているように感じるかもしれません。だが、お互いの考え方が理解し合えたら、そこからは展開が早いのです。自分と相手との考え方の差の分を前提に話せばいいわけですから。そのために、そこを理解するところが非常に大事なのです。そうすると以後は、一定の手順で淡々と進めていくことがで

きます。

練馬区で委員をした時の話です。自治会連合会の方が参加していました。私が、「従来の自治会のスタイルもちょっと変えた方がいいのではないですか」と余計なこと言ったら、表情が変わって「学識者なんて要らない」などという雰囲気になりました。その後、私が司会する委員会ではことごとく反対され悪夢にうなされたりしました。しかし、最後には分かり合えました。その方は「何人か学識者がいたけれども、沼田さんだけは一回も休まないでここに参加している。あなたの姿勢は認める」と言われました。私も「あなたも必ず毎回参加してくれる」と応じました。実際2人しかいないときさえありました。その辺から「この人なかなかいいな」とお互いに感じ合いました。条例案作成の最後には様々な意見が出ましたが、その方が矢面に立って全部処理してくれ、最終的にそこで作った案はとおりました。そして友人になりました。本当に、「先生がいるから賛成してやる」と言ってくれました。夢にうなされるような人が、最終的には友人になるのです。それぐらい人間関係が濃い中で案が生まれて、案が熟成していきます。そういう経験をまたここでしたいものです。

そういうのが私たちだけの、このまちだけのオンリーワンの条例につながっていくのです。今更ナンバーワンを勧める気はありません。すでに300例もあるので。オンリーワンの朝霞らしい条例を作っていけたらいいでしょう。

案文の作り方ですけれども、まず現状を認識し、何故必要なのかを考える必要があります。市民アンケートで7割弱の人たちが「安全・安心」を求めていること。あるいは総合計画の作成義務がなくなったこと。私たちが不文律で持っている共同生活のルールをどうやって条文化、文字化するかというようなこと。そうした現状の認識、何故必要かというところから、どういう状態がいいのか、理想の状態を議論しないとイケません。現状と理念と課題、この3点を議論し合ってお互いの認識を深め合い、高め合っていくことが必要です。

次にダメな作り方についてお話します。これは簡単なのです。要するに、良いとこ取りのコピーアンドペーストの作り方です。300例もあるので、どこかからつまみ食いしてくるとなんとなくいいような条例案はすぐにできます。能力のある職員だったら、1週間もかからないでしょう。今はインターネットの時代ですので、お手軽に作れるのです。いつか条例屋(?)が出てきて「モデル条例買いませんか」みたいな商売が出来るのではないかとさえ私はおそれています。今のところは、まだいないみたいですね。それに近い学識者を何人か知っていますが、そのような作り方は論外です。そうではなく、このまちらしい、このまちの土の香りや風の匂い、誰もが「これ、このまちの人が作ったんだね」と、読んですぐ分かるような文字列が必要なので、そういう意味でも良いとこ取りのコピーアンドペーストなんてやってはいけません。

むしろ他の自治体の先行条例を見ないようにしてくださいと頼みたいです。まっさらな状態から作るのはつらいので、実際はカンニングをしたいのです。でも見て参考にしても駄目なんです。鹿沼市の委員の皆さんは好い意味で愚直と言うのですかね。本当に皆が先行例を見ないで、本も買わないで自分たちで作っていました。鹿沼市では「きずな」が流行語になる半年以上も前から案文に使っていました。寄せ集め細工とか、良いところ取りのコピーアンドペーストを避けること。何度も言いますが、それをしてしまうなら作らない方がいいので、絶対しないということが大切です。

続いて「[VI] どんな効果があるのか」です。仮に作ったとしてどんな効果があるのかをお話します。5点あります。

1点目は方針の明確化、法体系の整備です。これはこのまちの方針が明確になることです。このまちの方針が人々に共有され、自分だけが知っているのではなく、隣の人も同じ方針を知っていて、同じ方向に向かって努力し合うということが出来る。あるいは、みんなが方針を知っているわけですから、方針に背いたら「あなた変じゃないの」となるわけですね。

ルールとは怖いもので、相手を縛るだけではなくて自分を縛るものでもあります。ルールとはそういうものなんです。そうすると、一見すると一時代前の憲法もそうですが、これは行政を縛るとか、立憲主義だと権力者を縛るみたいなことになる。しかし逆に言うと、ルールとは自分を縛りますから市民も縛ることができる。市民だけ自由なはずはありません。共通のルールを作って自分だけそのルールから逃れるなんてことは有り得ないわけで、ルールを作ってお互いに守り合うというのが自治の基本です。

したがって、権力者だけを拘束するという前時代の立憲主義の考え方がありますが、それでは不十分なのです。お互いに守り合う。自分たちもそのルールに拘束される。だから、拘束されていいルールを作る必要があります。自分が仮に拘束されても心地良い、あるいは不愉快じゃないルールを作ることが大事です。みんなの共通のルールなので、自分だけ蚊帳の外にいるようなことのない方がいいです。みんなの権利であり、みんなの義務なので、そこは自分をのけ者もしくは特別扱いするのは違いますね。だから、まちの憲法と言われた時代の自治基本条例は権力者を縛るだけでした。昔は立憲主義だとよくありましたけど、まちの設立文書と契約文書の場合ではそうではないはずです。お互いにルールを作りお互いに拘束し合う。自分が拘束されてもいい状態の約束事を作ることが大事です。

立憲主義の権力者を縛るというのは、一種の自由主義の考え方です。人々が自由になるためには権力者を出来るだけ法律の中で拘束しておいた方がいいという発想です。これは間違っていないと思います。しかし今、私が言っている「自分でルールを作って自分で守る」というのは、支配する人と支

配される人が同じ人間だという民主主義の考え方です。自由と民主を合わせた政党名もありますが、本来は自由主義と民主主義は全く異なる考え方です。今の各国が大体は自由民主主義体制になっていると言われますが、よく考えてみると異質なものの合体なのです。自由主義というのは、権力から遠ざかることによって自由になることです。つまり「権力からの自由」です。しかし民主主義は、権力に対して自由に接近していくことです。あるいは市民が権力になることです。いわば「権力への自由」です。この二つは全く逆の方向の動きなのです。

少なくとも2011年以降の自治基本条例とは、自分たちでルールを作って自分たちで守り合うものです。だから、権力者だけを拘束するルールを作るという発想ではなくて、お互いにお互いを拘束し合うようなルールをお互いの合意で作っていくというものです。だから、市長や議員だけ縛りつけて市民は自由だということではないのです。むしろ、お互いに市民として権利があってこういう義務や責務があると契約し合うということに意識が変わっていかないと、緊急時の行動規範や総合計画の根拠付けにはなりません。つまり、権力者だけ縛っていても緊急時の行動規範にはならないでしょう。「あなたの権力を、勝手に使ってはいけません」という規定だけあっても、総合計画の根拠にはならないのです。そういう意味で民主主義の考え方という、権力に参加して市民が権力になるためにどうすることが必要かという発想になります。だからこそ、緊急時にこの地域の行動規範で県や国に対抗できる原理になるわけですし、そうだからこそ、総合計画の位置付けになるのです。その辺の話も是非、市民ワークショップが立ち上がったときに行いたいものです。

2点目です。自治体も市長や議員というのは、4年に1回選挙があって半永久的にそこにいるわけではありません。その人が変わる。それから行政の職員も半永久的にそこにいるわけではなくて、一定の年齢になったら退職する。人が入れ替わるというのは組織の前提です。しかし、自治体、朝霞市という法人は長く残るわけです。法人の方針は、人が入れ替わってもブレないようにする必要があります。市長が変わったら方針がガラッと変わったら不安定ですね。まちづくりの骨格だけは、市長が誰であれ、どう変わっても、あるいは議会の情勢がどう変わっても、骨格は変わらないという必要があります。市政として安定したまちづくりの基本方針が必要です。それを明文化するからこそ基本条例なのです。条文を細かく100条くらい書き込んでいる自治体もありますが、あまり細かく書くと、頻繁に変えていかないとはいけません。二十条以内でシンプルな条例にしたほうが良いと思います。シンプルだからこそ中学生でも分かる。とにかく長く書き込みたくなるようですが、それは避けたいものです。

それから3点目の効果は、能動的な市民への変化です。作成の途中から、能動的市民が必ず生まれてきます。先ほど言った市民委員会で事務局を担った人、いろいろな議論をした人、悪夢にうなされても立ちあがってきた人などは、市政に対して能動的な市民になります。うるさ型の市民にな

るかもしれませんが、協力すべきときはあっさり協力するような、しかも効果的な協力をするような、そういう市民に生まれ変わるはずです。市民の研修は行政側からしても大変なのです。一回話し合っ、次にまた同じ人が来るとは限らないので、一定程度のレベルの高い市民を作り出すというのは行政の悲願であります、なかなかできることではありません。ただ、自治基本条例について議論していけば必ずそういう市民が生まれます。市役所がそんなに努力しなくても、自分たちで切磋琢磨していくようになります。この効果は大きいです。この人たちが地域に行き、ネットワークを駆使して口コミで市民に広めますから。まちの様子が大きく変わります。このような人が10人いれば、まちの様子が大きく変わります。そういう意味で、能動的な市民を作り出すことが出来る。この効果は目には見えませんが大きな効果になるはずで。

もう既にこの市では、今日の講演会について市民の方6人と市職員4人、そしてゆるキャラの彩夏ちゃんまで参加して、チラシを配ってくださったと聞いています。様々な自治体で講演を行ってききましたが、このような取り組みをしていただいたのは初めてです。こういう雰囲気はすごくいいですね。この能動的な市民に最初から手が届くところにいるような感じなので、私は期待をしています。

4点目の効果は、法律などの自主解釈・運用の基準です。国の法律や県の条例などを、この市の中で実施する場合に、何を基準にして運用するのか。国が有権解釈をした考え方にしたがって、この市でも国法を運用していいのか。県の偉い人が考えた解釈によって県の条例をこの市の中で運用するのか。よく勘違いする人がいるのですが、それはまったく違います。今まで国の法律は国が解釈すると思込んできたのですが、そうではなくて、2000年の地方分権一括法によって決定的に変わったのはこの点なのです。この市の中で国の法律を実施する場合には、この市が独自に解釈して実施する必要があります。しかしそのとき、解釈の基準をこちら側が持っていないとそれはできません。どういう都市自治体なのかという、こちら側に背骨がないと判断の基準はできないはずで。その基準になり得るのが自治基本条例なのです。

なぜそんなことが言えるのかと言うと、2000年の地方分権のときに、国地方係争処理委員会を制度化しました。一見するとこれは国の機関のように見えますが、国の意見や解釈と自治体の意見や解釈とが食い違い、利用者間に意見の対立が生じたときに、その係争を処理する中立的な組織です。このような委員会は2000年まではありませんでした。この組織が作られたということは、国の考えと自治体の考えが食い違うことがあり得るという法状態を前提にしています。現に相当数の係争が持ち込まれています。要するに、そのまちの条例や施策、総合計画などに準じて、国の法律を解釈するのは自治体の本来の仕事になったのです。それが通常だというのが2000年以降の地方分権の姿です。

だから、そのときにこのまちの解釈の背骨になる条例を持っていないと、相変わらず国や県にお伺いを立てなければならなくなります。災害時にそんなことをやっているとアウトなので、背骨になるものを是非作り出したいものです。この市として全体に国の政策も県の政策も、それから自分たちの独自の政策も、この市が中心になって組み合わせて実施していく。市民にとって何がいいかということを考える基準は、実は自分たちの市のなかにある。そのための基準が自治基本条例なのです。この係争処理委員会で係争の処理、判断をするときに必要なのは、その市がまさに自治基本条例を持っているかどうかでしょう。何を基準にそういう独自の解釈をしたのかが問われるからです。そこがポイントになります。

それから5点目、即効薬ではなく漢方薬の効き目です。300もの自治体が自治基本条例を作っていますが、最初に制定したのは平成9年の大阪府箕面市だと私は判断しています。北海道ニセコ町だと言う人が多かったのですが、どうやらそれは間違いだったようです。最近、インターネットのウィキペディアでも自治基本条例のページからニセコ町と言う文字が消えました。昔は私くらいしか大阪府箕面市が最初に制定したと言っていないでしたが、だんだん広まってきたようです。

レジュメの3ページの上のところに四角でくくってありますが、大阪府箕面市の「まちづくり理念条例」を見つけました。ニセコが2000年の制定ですから、4年も前にこのような条例を作っていました。全部で11条の短い条例で、最後の第11条に次のような規定があります。

安全なまちづくり

第11条 市長は、災害・事故・公害・犯罪等の緊急時における危機対応の体制を整備することにより、市民の生命及び財産を守るとともに、都市としての安全性及び安定性の向上に努めるものとする。

2 市民は緊急時の市民互助が機能するための社会連帯の醸成に努めるものとする。

要するに、この「安全なまちづくりに」は二つの使命があって、市長、つまり行政の使命と、もう一つは市民の努め、行政の危機対応の話と市民の社会連帯の話です。その二つを規定しています。

私がこれに気付いたのは、自治基本条例の転換期である2011年初頭です。本務の大学を移る直前の最終講義を準備しているときに見付けました。この条文は一体何なんだろうと思いました。

「まちづくり理念条例」の第11条の「安全なまち」は実はよく分かりませんでした。この条文で言われている「緊急時の危機」とは何だろう。日本の学者は10年以上もこの条例に全く気が付いてなかったのです。そうですね。大阪府箕面市こそ、阪神大震災のまさに被災地なのです。これは

明らかに被災地の知恵です。つまり安全、安心なまち、都市の強じん化を今から15年も前から図ろうとしていた。新タイプの自治基本条例の原型がここにあった。しかし、忘れられてきたのです。その後、ニセコ町が最初だという奇妙な話になって、箕面市の事例が一切話題に上らなくなって、不幸にも2011年3月11日を迎えてしまったのです。この箕面の規定はとてつもなく大切だと感じ、鹿沼で話したら、鹿沼の人たちがレジュメの3ページにあるように2012年4月に第8条、「緊急時における連携」という規定を作りました。読み上げます。

緊急時における連携

第8条 市民、市及び議会は、災害時の緊急時においては、連携し、及び協力して対応しなければなりません。

2 市民は、災害時の緊急時に互いに助け合えるよう、日常的に地域内の連携を図ります。

3 市は、市民の生命、財産等を守るために、災害時の緊急時における危機管理体制の構築に努めるとともに、市民が連携し、及び協力できる仕組みづくり及び環境づくりに努めます。

鹿沼市の条例は、大阪府箕面市の規定を、さらに具体化して誰が何をするかということを書き込みました。この条文より詳しいものを今のところ私は知りません。

そのうちネットのウィキペディアからニセコ町が消えて箕面市が最初のケースということになっていく中で、こういう危機意識がじわじわと広がっていったようです。したがって、これから作る自治基本条例にはこの類の規定が欠かせないのではないかとくらいに広がってきています。人間はやはり自分の身に火の粉が降りかからないとなかなか分からないので、まさにこれは被災地の方が苦勞を乗り越えて作った文章です。これは、自分の苦勞じゃないから周りで見ても分かりませんでした。私なんかもそうですけれど、15年も気が付かなかった訳です。

ただ、自分の身に降りかからないと分からない鈍感さに、一定の想像力を与えてくれたのは東日本大震災でした。あの圧倒的な映像というのは今でも目に焼き付いています。「これ何のCGだ」というぐらいのド迫力でしたし、「もう止めてくれ」という感じもしました。東洋大学の学生があこの年から被災地にボランティアに行っています。そのなかのある学生が被災地から帰ってきて「テレビで見ていると分からないことが二つある」と教えてくれました。

一つは臭いだそうです。死臭の臭いですね。腐ったような、すえたような。それからもう一つは死体そのもの。日本のテレビの映像では、死体はほとんど消えていたでしょ。あれほど死体がめだたない災害ってどこにあるのか。外国の通信社のニュースなどでは、明らかに死体を搬送していました。必要以上に不安をあおらないように配慮していたようですね。日本のテレビ・マスコミから

は死体が消えていましたけれど、学生が行って見て分かった。まさにそうですね。そういう限られた情報ではあっても、やっぱり次に津波が来たら終わりだなという意識は誰もが持ったでしょう。つい最近も地震がありましたけれど、そういう意味では他人事では決してないので、まちの強じんさをどうやって作っていくのかというその合い言葉みたいな意識は強くあるのです。

2ページ目の一番上のところの図を見てください。自治体には様々な条例があるのですが、この法体系がどのようになっているかとよく質問を受けます。一番多い質問は、議会基本条例と自治基本条例の関係はどうなっているのかということです。自治基本条例というのは、自治体全体の基本条例、一番上にあります。自治体の要素とは、市民と議会と行政ですから、三つにそれぞれに個別の基本条例がその下に位置しています。自治基本条例が一番上にあって、その下に市民の基本条例があります。例えば参加や協働などの条例があります。それから議会の基本条例もその下にあります。それから、行政の基本条例、これはまちづくり基本条例とも言えます。そういうものが3本下にあって、さらにその下に個別の各条例があります。こういう三層構造として自治体の仕組み、ルールがあると安定性を増す。世の中が変わっても、一番下の個別の条例だけ変えれば上を変える必要がない仕組みになります。もし相当程度変更があったとしても、2段階目の基本条例だけを変えれば、一番上の条例を変える必要はないぐらい安定性があります。そういう構造が良いと信じます。だから、議会基本条例があるから、自治基本条例は要らないということにはならないので、自治基本条例も議会基本条例も両方作った方がいいと私は考えています。

将来型の自治基本条例を作るために、もう一度詳しくまとめます。レジュメの1枚目の1番下をご覧ください。

これは、今までの自治基本条例、例えばニセコ町がスタートだったみたいな古いタイプの条例というのは、国の地方分権を進めたから作ったとよく言われていました。裏返すと、国が地方分権をやらなかったら作らなくていいというような発想です。基本的には他力本願で自治をやるという矛盾に気が付いていなかったわけです。国が地方分権を進めたから、自分の権限を自治体に下ろしたから、それに対応して自治体が自治基本条例を作るという、今から考えるとそういう安易なスタンダードだったのです。国が地方分権を進めなかったら、作らなくてよかったという流れだったのでしょね。自分たちの論理でスタートしたわけではなく、国の動きに合わせて作ったものにすぎない。だから、「まちの憲法」って言うっておこうということになったのかもしれない。

これからの将来型は、自分たちの地域をスタートラインにして考える。地域主権というように考えると、最終的にはこのまちのルールと国や県のルールと二つ、二元的な体制になるというのが、本来的には望ましいことです。矛盾があれば係争処理委員会が判断すればいいわけですから、二元的な規定になるというのは地方分権の本来の姿なのです。

その最初のきっかけは、大阪府箕面市が97年に制定した「まちづくり理念条例」です。それから、総合計画に市民の合意、裏付けを与えるものです。そして新しい契約によってまちづくりを進める。自分でルールを作って自分たちで守り合うというのが、権力者だけを拘束するものではなく、自分たちでお互いに拘束し合うという新しいルールを作っていく必要があります。お互いにルールを作り合うという、立憲主義をバージョンアップさせた新型のスタイルを作ることが必要です。

これから作るとすれば、こういう新しい自治の規定を入れて、どこにもないオンリーワンの朝霞市スタイルがここからできてくるかもしれません。皆さんで議論し合っている中で、私自身もまた学ばせていただくつもりです。そして私の弟子も参加させようと考えていますので、仲間に加えていただけると幸いです。どうかよろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

【質疑等】

参加者 1：2011年の8月頃、地方自治法が変わったと言いながら、この自治基本条例というのは、議会で議決されないといけないのですか。

沼田先生：条例は自治体の議会が作るルールですので、自治基本条例の制定には必ず議会の賛成が必要です。議会の議決が必要ではなくなったのは、総合計画の一部である基本構想のことです。

参加者 2：新しいタイプの鹿沼方式ですが、鹿沼市で制定されたのは、2012年4月のようですが、東日本大震災の直後から作り始めたのですか。

沼田先生：東日本大震災発生よりも前からです。

参加者 2：では、何をきっかけに市民は「自分たちが作ろう」という気持ちになったのですか。それと、一番初めの言い出したのは、市ですか、市民ですか。

沼田先生：初めに言い出したのは鹿沼市長です。選挙のマニフェストに書いてありました。制定までに、3年間掛かりましたが、その3年間で市民の方の力が市長を越えたかもしれません。最後に市議会内の担当の委員長が、「市民委員の皆さんに敬意を表します」と感謝の言葉を述べました。しかも市議選のあとでしたので、本当の気持ちだったようです。

参加者 3：人口減少社会に入っているわけですが、地方をよくする方法を取らない限り、今のように一極集中で東京圏に人口が集まってしまいます。交通の便がよければなおさら東京圏に集中したりするでしょう。大阪市ですら人口が減っているわけですから。このことについて先生はどのように思っていますか。

沼田先生：一昨日の発表をみましたが、あの推計にはちょっと腑に落ちない点がありました。20代、30代の女性の人数がどうなるかという予測を根拠に人口推計を出しているわけですが、女性を「産む機械」などとするような前提に立って推計しているのかなといぶかりました。若い女性が自分の生活を描いていくような社会は全く無視して推計されているように見えます。そういうところからスタートした推計の、人口の増減という数値はどうかと疑問です。

それからもう一つ、朝霞市は減少の対象になっていませんでした。現在、第5次朝霞市総合振興計画審議会でも朝霞市の人口推計を作成しました。それによりますと、これから10年間、朝霞市は人口が増え続けるという結果が出ています。それ

以降は、さすがに減少が始まるであろうとの事でした。現在、総合振興計画審議会の議論では、この増え続ける人口のスピードが一番大きいのか、一番小さいのかという議論をしています。つまり、増えるか減るかではなくて、増えるのだが、どのくらい増えるのかを議論しています。この増えている間に何か魅力のあるまちづくりをすれば、減少はもしかすると食い止められるかもしれないということです。人口が増える10年間でどうやって有効に使うかという計画を作っていると私は感じています。残された10年の間に、魅力のあるまち、人がもっと増えるような、そのような政策の束をどのように将来計画として打ち出せるかということがポイントだということです。

参加者 4：人口の問題を提起されましたけれど、緊急時安全ということでこの条例を策定するという話ですけど、その他に朝霞市独自のそのようなリスクがあると考えていれば教えていただきたい。

もう一つは、市長はこの問題に対して、どのようなスタンスを取っているのか教えていただきたい。

沼田先生：周辺は壊滅するでしょうね。地震がなくても孤立するという危険は非常に高いのです。それから帰宅難民がいますね。

田中市長公室長：朝霞市長も当然東日本大震災を非常に重要に考えていますし、その震災以降の原発事故に関わる放射線の関係については、市民の方の不安感が高まっているときの対応は、恐らく全国的にも非常に素早い対応をしていただいたと思います。何よりも大事なものは、市民の安全、生命、財産を守ることが、究極の使命であるという認識は強く再確認をされたと思っております。その後の政策の中でも防災対策という案やなど、力を入れてきていると思います。更に、この地域の防災計画を何度も何度も見直して質を高めるような努力を継続しておりますので、またそれぞれの市民の皆さんからの御意見を踏まえて、今後も体制を整えていきたいと思っております。

参加者 5：基本条例を作れと言われていたという、そのような理解でよろしいですか。

田中市長公室長：基本条例を作るか作らないかは、皆さんと話し合いをして、必要であれば作るが、それを検討して前向きに検討していくことはもう既に、現状の総合振興計画の中に明記してありますし、議会でも答弁していますから、市長のスタンスは必要

な条例は作っていくという姿勢であることは間違いではないです。ただ、その内容や、本当に皆さまにとって必要な条例であるかどうかというのは、今日、沼田先生の講義でもあったように、これから皆さんと勉強していきながら、議論をしていく必要があると思っております。

沼田先生：本日、市長の名前で政策アドバイザーの委嘱状をもらいまして、この後に立ち上げられる市民ワークショップで助言をしてくれという内容でしたので、市長がゴーサインを出した文書なのかなと感じました。

また今週土曜日から、東洋大学の白山キャンパスで公開講座として連続講座を行いますが、最終回の6月14日には、朝霞市長に来ていただいて、私と経済学部の名誉教授と3人でお話することになっています。私はそこで、自治基本条例や総合振興計画について、市長のお考えを伺うつもりです。ご案内しておきます。

参加者6：どんなことが想定されるかと質問がありましたので、例えばノドンが飛んでくる、このときにどのように対応するか、具体的な方法が必要かと思います。それから大分前に、阪神淡路大震災で自衛隊の指揮官をやっていた方に、東日本大震災があったときの話を聞いたことがありまして、その時、市のシステムが全く機能しなかったようです。その元指揮官は何をやったかという、知事と掛け合って、市の組織を全部作り変えることを行ったようです。緊急時に作り変えることを。そうしないと、対応ができなかったようです。このおかげで、岩手県というのはかなり震災に対する対策が有効に行われたのではないかと思います。実際に岩手県の知り合いに話を聞いたら、相当被害を受けたそうです。でも新聞に出てくるのはやはり宮城県や福島県でした。ですから、そういうことがたまたま、組織についてよく分かっている人が定年前に非常に大きな仕事をされたということで、「どういうふうに市の組織を作り変えたか、そこが大事です。少なくとも現状の組織では全く対応できなかったのもので、全部作り変えて、全ての組織を作り変えてそれに対応した」とおっしゃっていました。このようなことも念頭に置いておかななくてはならないと感じました。ですから、ノドンや浜岡原発というのは笑う方もいらっしゃるかもしれませんが、特に浜岡原発はかなり危ないと思っています。停止していても危ないので、そのときに周辺の自治体がどうなるかということと同時に直接朝霞市も考えなければいけないと感じました。

先生は東日本大震災の復興が遅れているとおっしゃっていましたが、それは阪神淡

路との決定的な違いは原発があったからだと思います。ですから、先生のおっしゃった、復興が遅れているというのは、原発に対する被害を除いた上でも、なおかつ遅れていると考えておられるのですか。

沼田先生：抜いても遅れているでしょうね。

参加者 6：例えば高速道路の復旧なんていうのは、世界が驚くほど早かったわけですから、そういう意味では非常にまだらなところもあるのではないかと思います。遅れている大きな理由はやはり原発によるものだと私は思います。

沼田先生：3年経ちましたが、生活を回復していない人の数が大変多いからです。

加えて、緊急時の話では、ある市の緊急時のマニュアルを見たときに、企画課が緊急時にすることが「企画に関すること」書いてありました。だから、平常時のスタイルと緊急時のスタイルを変えないといけません。

だれがどういうときにどの権限で決定するかをあらかじめ決めておかななくてはならない。何かを決めるときに、市長にまで話を通してからというのでは遅いのです。

ですから、現場での即断という体制を作る必要があると感じました。

参加者 7：市民が主役というタイトルですが、講演の中では我々市民も拘束されるとのことでした。市民が主役という言葉を使うと、行政は脇役に捉えられてしまいます。鹿沼市の人たちがやり終えたときに、自分たちはやっぱり主役だという表現を使ったのか、何か別のもう少しいい言われ方をされたのかを教えてください。

沼田先生：鹿沼市では、「いいねえ、自治のまち 鹿沼」というのがスローガンでした。終わった時にみんなでポロシャツを作りました。主役かどうかはともかく、自治のまちだというイメージがありました。

参加者 8：情熱にあふれた市民や行政の方、様々な方々が集まって作られたということですが、そういう方々が集まったとはいえ、市民全体から見たらほんの一握りだと思います。その方たちがまちの片隅で作ったようですが、実際は、一握りでなく、もっと違う面があったのか伺いたいです。

もう1つは、いわゆる3年間もの長丁場で、初期の情熱だけではなかなか長続きしないと思います。そうすると情熱や使命だけではなくて、作るプロセスそのものに面白味があったのかと思うのですが、その話を伺いたいです。

沼田先生：1つ目は、委員の中にひとりの女性がいて、その女性のご主人の友人がケーブルテ

レビの社長で、そのケーブルテレビで1日5回以上同じものを延々と流したんです。こういう審議をやっていて市民はどうあるべきかみたいな映像を延々と流して、外へ取材に行ったときに、市民の方がインタビューを聴いて、「自治基本条例っていいものだね」と言っていました。また、ケーブルテレビの番組も最後には、市民委員会の方が自分たちで企画をして、自分が出演するということまで行っていました。このようにして、市内の方に周知していました。

それから元県会議長の方の話ですが、自治基本条例がどんなに大事かということ、真夏の炎天下に街頭に立って演説したりもしました。自治基本条例がこのまちに必要なだと言ってチラシを配ったりもしました。一人一人の得意分野で様々なことを地道に行っていました。

2つ目は、全員が3年間続いたわけではありません。やはり最初に来た人は最後には半分以下になっていました。最初は40人ぐらいで、その後、4割以下になりましたが、20人近く残っていたので、やはり友達になったのです。どっちかという飲み友達ですが。「今日大変だったね」なんて、ビールを飲むために集まって、飲んで楽しい人たちがたくさん残りました。「また飲みたいな」というときに、準備運動や会議をやって、飲んで帰りました。行政の職員もきっちり付き合っていました。このメンバーといたら、いい時間過ごせると感じ、3年間も続いたのだと思います。このまちでも、わたしは期待しています。

参加者 9：まず問題なのは、朝霞市の職員の半数が正職員ではないのです。その半数の正職員ではない人たちが必死で支えているという現実があります。それから現実には、このところ10年間で会社がどんどん朝霞市から撤退しています。今度はセキスイが撤退します。そうすると、たくさんの無職の人たちができてきます。朝霞市も昔は、伸銅工場があったり、お道具を作っていたり、水がきれいだったので、その水を利用した醤油屋さんや味噌屋さんなど、たくさんの職業がありましたが、今はなくなってきました。

それで今、私が一番思うのは、若い人たちが働けるように、共働きできるように、労働時間の8時間を守っていただいて、早く旦那さんが帰って来て、そして共働きをしながらも体は疲れないで若い人たちが働けるような、そういう状態を作っていないといけません。今は周りを見渡しても、半数の人が結婚していません。女性、男性の若い人、今、45歳ぐらいになる方もいますが、私の住んでいる住宅は

半数の子供たちが結婚していません。でもそういう人たちは生き生き生活していますが、それもちよっとおかしいと感じます。本当に働く職場が楽しくて、そしていろいろ守られていたら、もっと違うと思います。そういう取組みを市が率先しておこなってもらいたい。ただパートの方がいいという方もいると思うので、その線引をしっかりと行って、同一労働は同一賃金にする。そういうことが「市民が主役」になるのではないかと思います。

それから今、私が心配しているのは、朝霞市では、在宅医療を進めていて、市民の考える会は必死で行っていますが、お医者さんは45歳ぐらいの若い方が、在宅専門で始めてくれましたが、看護センターが足りない、それからそれに対する大きなコミュニティができていないです。

自治基本条例は、市民が主役とあり、素晴らしいと思っています。市民が今悩んでいることが主体的に話されて、それが課題や理念になって自治基本条例なると思っていました。作ったらもっとほかに、朝霞市としてもやらなくてはならないことがたくさんあるはずだと思います。例えば天下りです。専門じゃない人が部署にいて、一千万円で節約させて市に返したら、その職場では鬱の人や自殺者まで出るほど仕事がハードになっているという現実があります。だから、そういうことの方が関心が高くて、朝霞市で60歳過ぎて、67、68まで、それまで働ける職場、例えば農地を全部、マンションを建てるのではなくて、農家の人たちが中心になって園農者を募りながら、農業起業をしたり、もっとコミュニティが収まっていくようなことはできないであろうか。そういうふうにして自治基本条例の今日の勉強会に来ました。

沼田先生：市民ワークショップで、そのような議論をしていきたいと思います。

参加者10：今日の講演会は、年配の方が多いが、これからは、若い人の意見をどのように吸い上げていくかが非常に大事だと思います。今、町内会の組織率が朝霞市では50パーセントを切っている。どのようなかたちで若い人を参加させるか、いい知恵があれば教えていただきたいです。

沼田先生：鹿沼市では若い人が集まる団体に出前で行きました。こちらから出向いて行って先方の話を聴いて、言わせるだけ言わせて、その後に自治基本条例の話をして、言葉のキャッチボールをして、意見集約をして、また返すというのを繰り返し行いました。延べ300人程の若い人の意見を聴きました。若い人は待っているだけでは来

てくれません。こちらから出向いて、若者の意見を吸い上げていく。そういう仕組みを市民委員会の事務局で作れるといいでしょうね。言えば必ず反応があります。今の若い人たちは自分からは言いませんが、何かきっかけを作ると様々な意見を言う人がたくさんいますので、そのような仕組みを大事にしていきたいものです。

参加者 1 1：実際の朝霞市民は、沈黙する市民、実はそういう市民が好きなのではないかと思えます。これが朝霞市の体質だと思っています。果たして市民が主役といいながら自治基本条例について議論したからと言って、今度は参加した人たちが踊らされてしまうのではないか、そんな不安が消えないです。

田中市長公室長：この講演会自体は我々が企画したものであるというのは事実です。ただ、このネーミングにしたのは市民座談会の議論でこのようなネーミングにしたので、職員だけで考えた話ではありません。参加していただかないことには話が先に進みませんので、疑心暗鬼のままだでもいいですから是非御参加をいただきたいと思えます。

沼田先生：追加ですが、行政にとって沈黙する市民が一番いいということにはならないはずで、やはり協力してくれる人が沢山いる方がはるかにいい状態なのです。言われたことだけやっているというよりは、いろいろな提案をしてくれる方がはるかに行政にとってもやりやすいし、政策の効果も高まるのです。預けた税金を有効に使わせるというのは、結局そういうことでしょう。

【閉会】